



# 生活困窮者の 相談支援

---

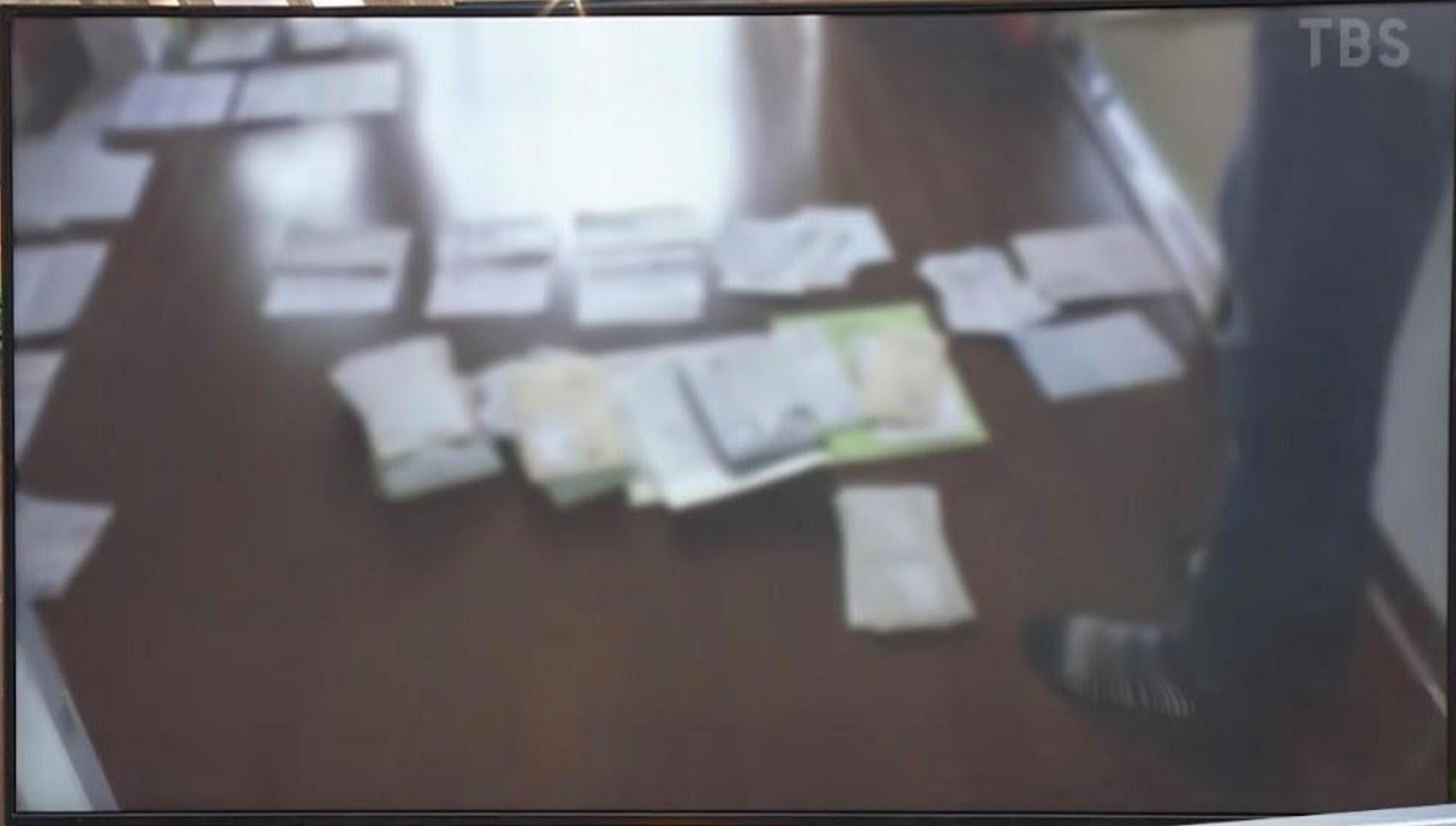
4年 佐藤・増子・湊谷

3年 廣瀬・福田・吉田

2年 有浦・鬼頭・高瀬

野崎・宮垣

TBS



コロナ感染拡大

深刻化する生活困窮

報道特集

JAPAN NEWS NETWORK

アフターコロナにおける  
生活困窮者支援の  
あり方

# アジェンダ

---

1. 生活困窮者相談支援概要
2. 相談支援現場の現状
3. 解決すべき理由
4. 方向性
5. 取材報告
6. 政策提言
7. まとめ



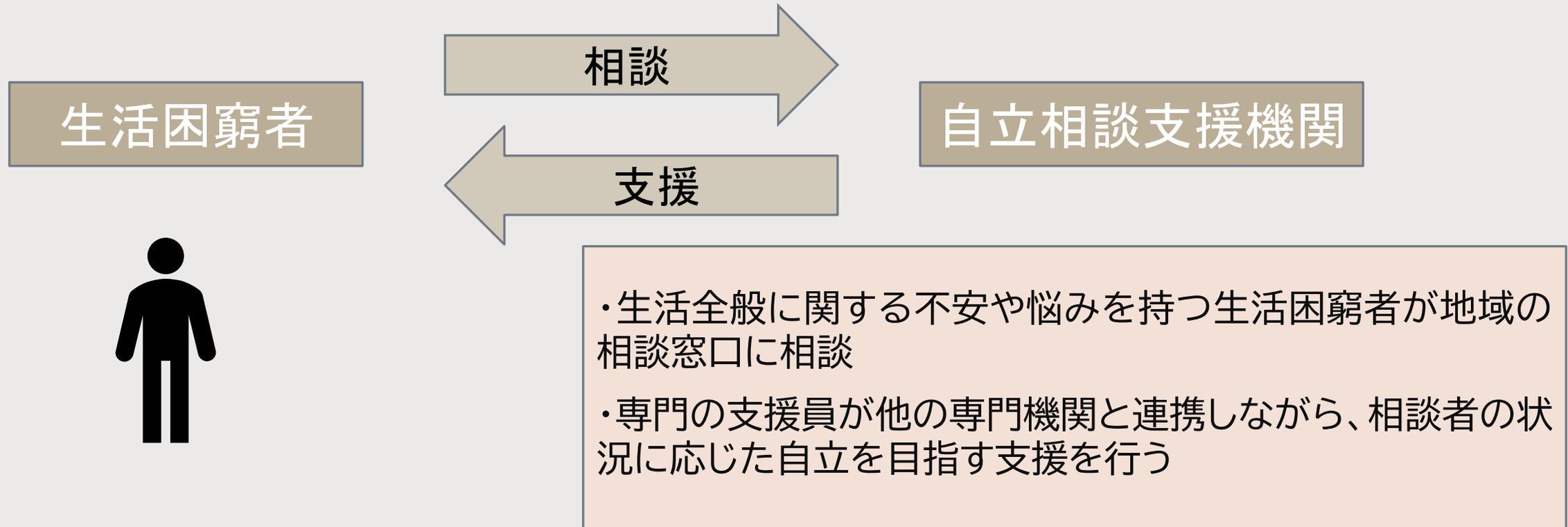
---

# 生活困窮者相談 支援概要

---

# 生活困窮者自立支援制度とは

---



# 現行の制度

## 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

### (1) 必須事業

#### ① 自立支援相談事業

自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成など

#### ② 住居確保給付金

離職により住宅を失った生活困窮者などに家賃相当の給付金支給

### (3) 就労訓練事業の認定

生活困窮者に対する就労の機会提供、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練等の事業実施を行った事業所を申請により一定の基準に該当する事業であることを認定する。

### (2) 任意事業

#### ① 就労準備支援事業

就労に必要な支援を社会生活自立段階から有期で実施

#### ② 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に対して一定期間衣食住の提供などを行う

#### ③ 家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付の斡旋など

#### ④ 学習支援事業

生活困窮家庭の子供への学習支援

# 自立相談支援事業（必須事業）

---

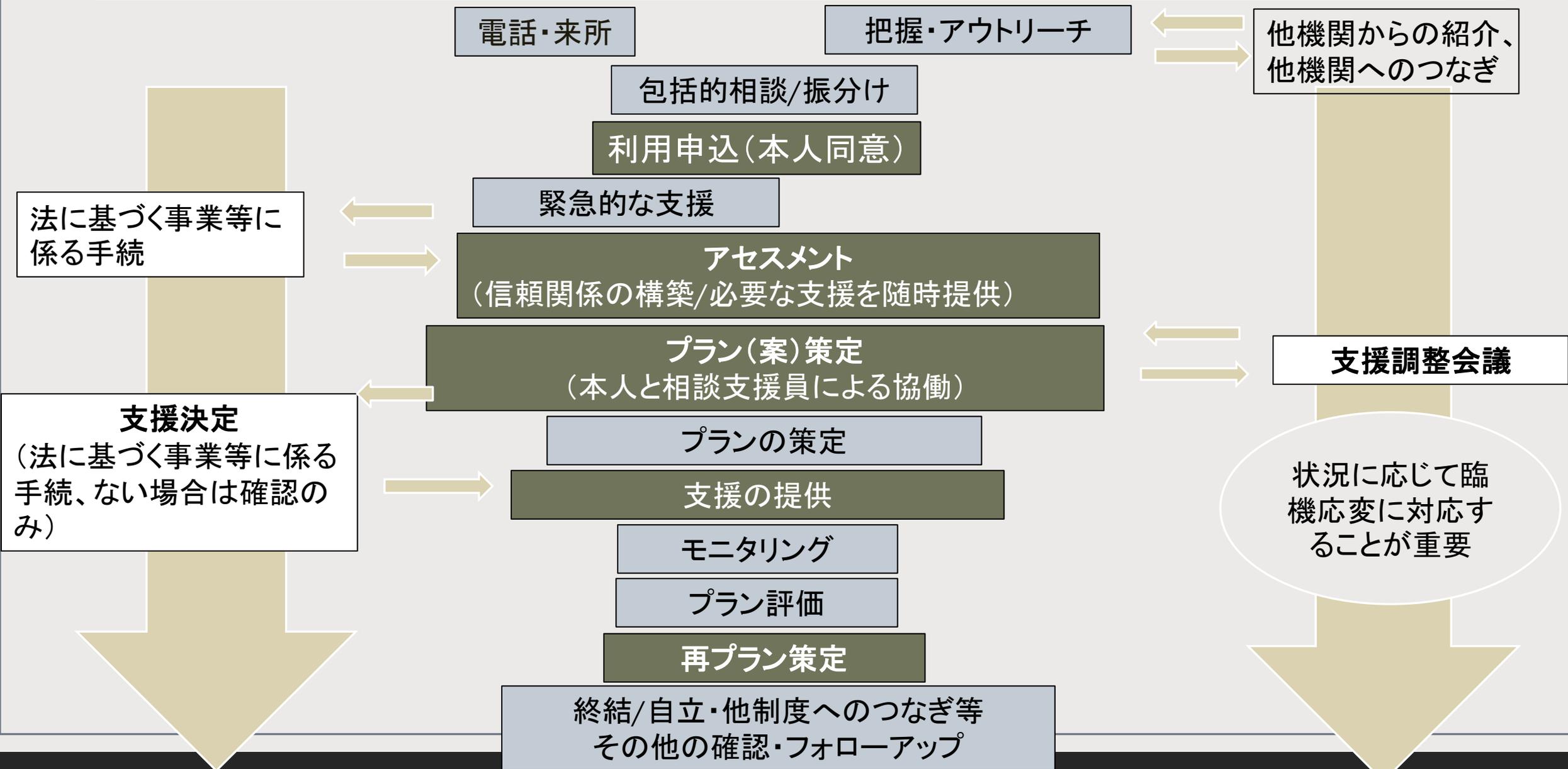
## 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から**早期に支援**を行うことにより、生活困窮状態からの**早期自立**を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、**社会資源の活性化、地域全体の負担軽減**が可能に。

# 相談支援のプロセス



<自治体が行う手続等>

<自立相談支援機関が行う相談支援業務の流れ>

<地域における社会資源に求める役割>

# 第2のセーフティネットの役割

---

第1のセーフティネット

- ・社会保険制度
- ・労働保険制度

第2のセーフティネット

- ・求職者支援制度  
(H23.10~)
- ・生活困窮者自立支援制度  
(H27.4~)

第3のセーフティネット

- ・生活保護制度 {
  - ・最低生活の保障
  - ・自立の助長



---

# コロナ後の 相談支援制度

---

# 住居確保給付金

---

## 概要

経済的に困窮し住居を喪失または喪失するおそれが生じている方に対して支給し安定した住まいの確保を支援

## 支給額

- 家賃相当額(上限あり)

## 支給期間

原則3か月

- 求職活動を誠実にしている者は3か月延長可能、最長9か月間

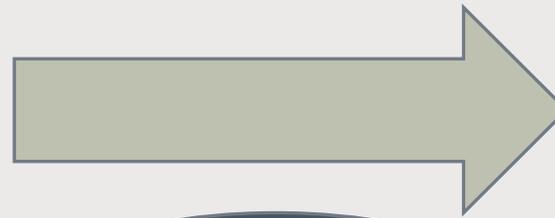
# 住居確保給付金

---

コロナ後の制度変更

離職又は廃業した日  
から2年を経過した人

令和2年4月20日生活困窮  
者自立支援法規則の改正



要件緩和

収入が減収し、離職  
又は廃業に至ってい  
ないが、こうした状況  
と同程度にある人

# コロナ特例貸付

---

## 1. 緊急小口資金貸付

### 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活の維持のために貸し付けを必要とする世帯。

### 貸し付け上限額

休業により仕事ができずに収入が減少した場合や、感染症拡大防止などのために個人事業主の方の収入が減少した場合を始め特に貸付を必要とする場合は20万円以内

### 特徴

- 貸付から返済が始まるまでの据置期間は1年以内
- 返還期限は2年以内
- 無利子で保証人不要、返済が免除される場合あり

# コロナ特例貸付

---

## 2. 総合支援金

### 対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯

### 貸し付け上限額

- 2人以上の世帯は月に20万円以内
- 単身者の場合は月に15万円以内
- 貸付期間は原則3か月以内

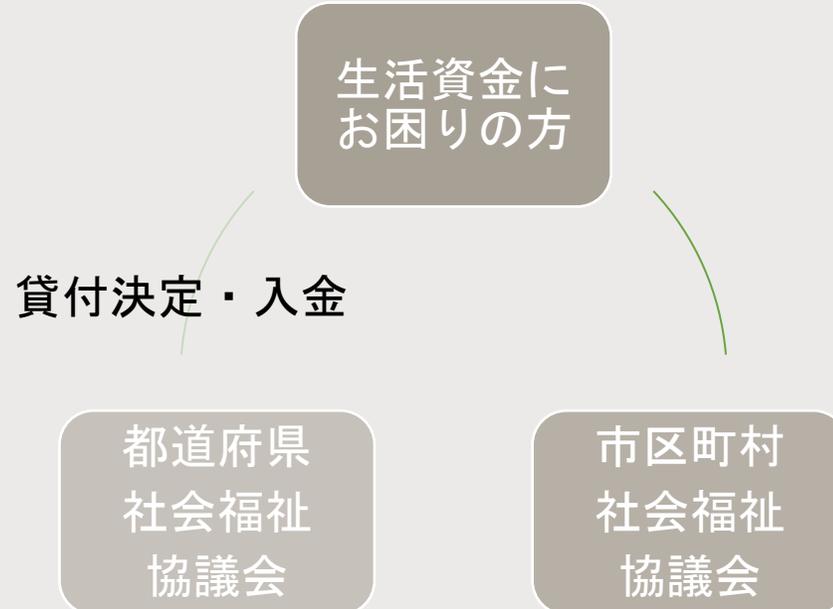
### 特徴

- 据置期間は、最後の貸付時点から1年以内
- 償還期限は、10年以内
- 利息は無利子で保証人不要、免除される場合あり

# コロナ特例貸付

## 貸し付け手続き

両方の資金とも住民票などの必要書類を用意した上で申込書などを記入し、自分の住む市区町村にある社会福祉協議会へ基本的に郵送で申し込む



# 自治体と社会福祉協議会の役割

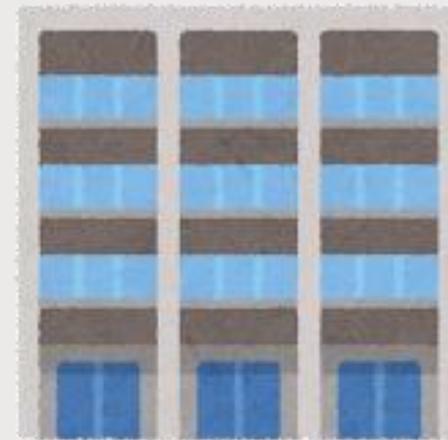
---



自治体  
住居確保給付金

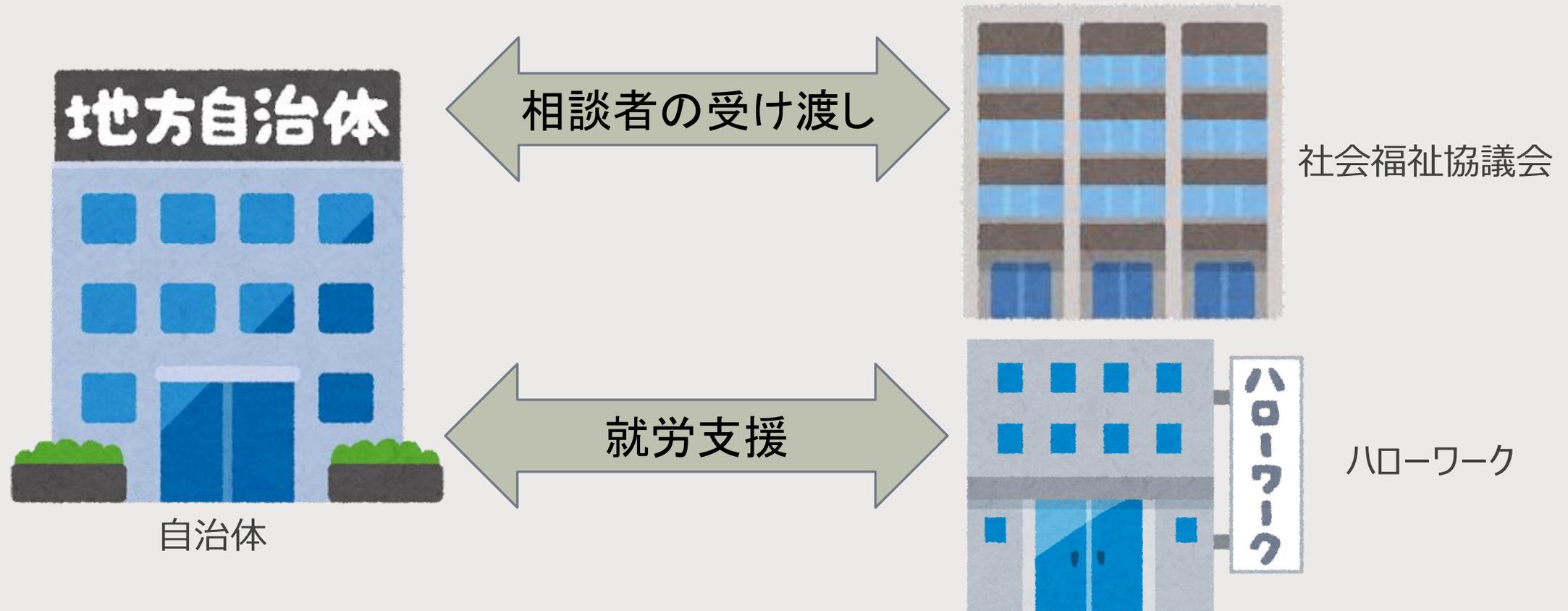


コロナ特例貸付



社会福祉協議会  
・緊急小口資金貸付  
・総合支援資金貸付

# 自治体と他機関との連携





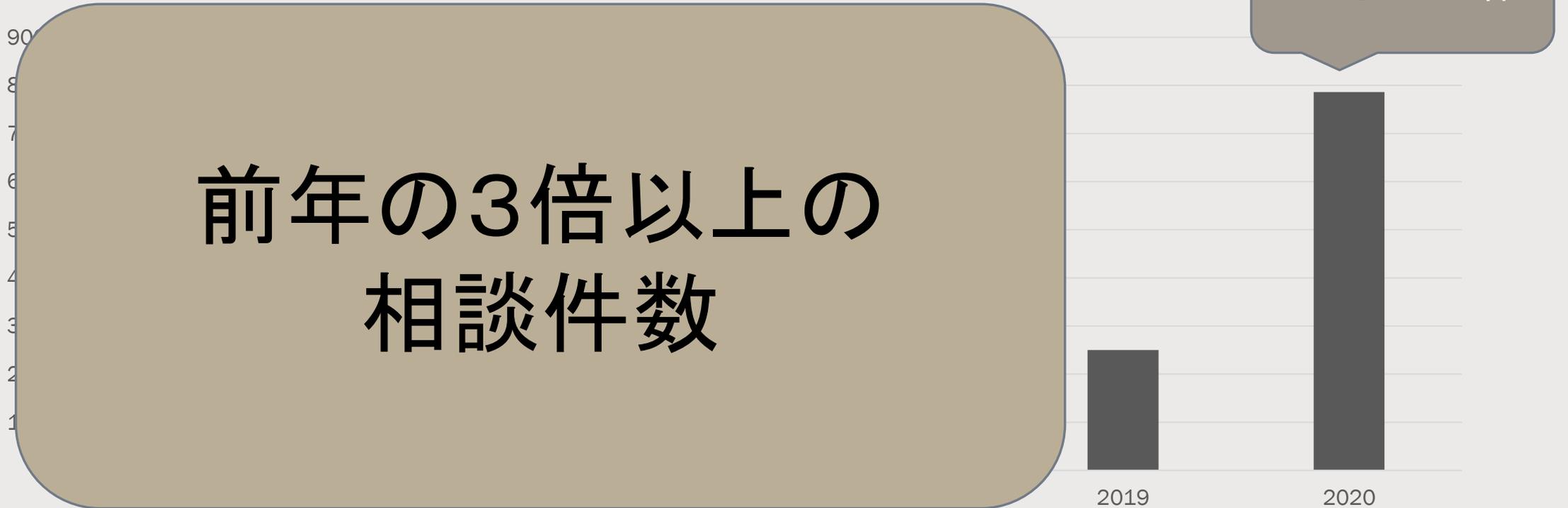
---

# 相談支援現場 の現状

---

# 相談件数の増加

自治体窓口における新規相談件数

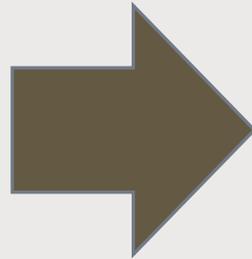


# 相談支援員の不足

---

2020年4月→10月の相談支援員の増加

11.4%しか  
増加していない



相談支援員の補充が  
相談件数の増加に  
追いついていない

相談支援員の負担増大

# コロナ前の相談支援

---

来所、相談

ヒアリング、信頼関係構築

プラン策定

支援の提供

プラン評価、再策定

# コロナ後の相談支援

	従来	コロナ後
相談支援の始まり	来所し直接相談	必要書類の郵送
相談支援員の役割	相談者と協働しプラン策定	書類の審査
支援内容	各相談者に合った様々な支援サービスの提供	支援金、貸付の給付のみ
支援の評価	月4回の面談	月1回の書類郵送のみ

## 対面の相談支援

- ・外国人やどうしても対面でなければならない人がメイン
- ・予約制や長時間並ぶ必要がある
- ・必要な支援を申請できる機関を紹介し、支援を受けられるか審査

必要書類の郵送

職員による審査

支援の提供

# 不十分な相談支援

---

● プラン策定をしていない

● お金を貸すだけの支援

● 接触機会の減少



---

# 解決すべき問題

---

# 1. 相談支援員の労働環境

---

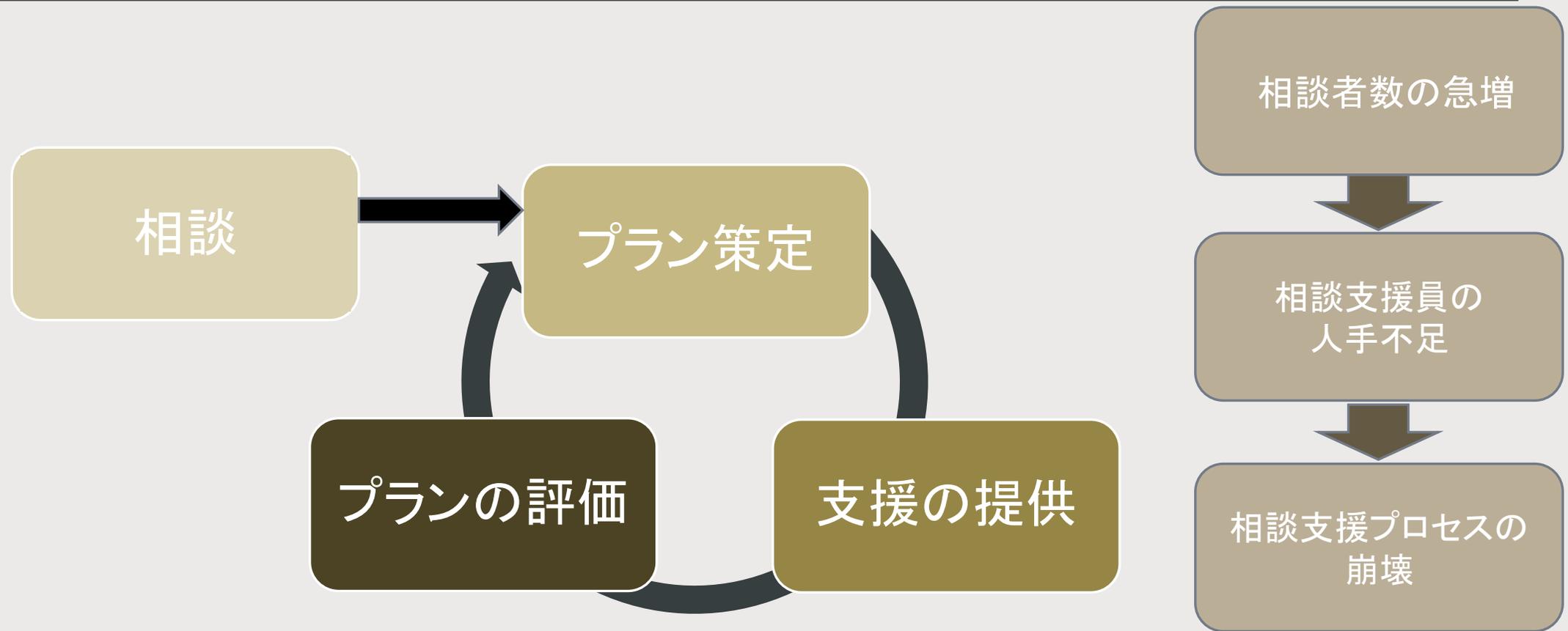
相談支援員の時間外労働が過重となっている  
社会福祉協議会は56.6%

相談支援員の  
負担増大

現場の疲弊

相談支援の  
質が低下

## 2. 相談支援プロセスの崩壊



## 2. 相談支援プロセスの崩壊

相談支援プロセスの崩壊

必要書類の郵送

職員による審査

支援の  
提供

信頼関係

・接触ができない

・プラン策定が  
できていない

・お金を貸すだけ  
になっている



---

# 方向性

---

# 方向性

---

相談支援員の人手不足問題に  
焦点を当てる

# 理由

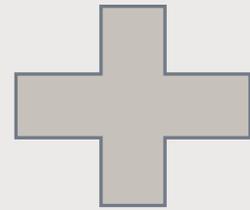
---

- 相談支援員の負担軽減
- 相談支援プロセスの復活
- 第2のセーフティネットで救える人を増やす

# 目標

---

相談支援現場の人手不足問題解決

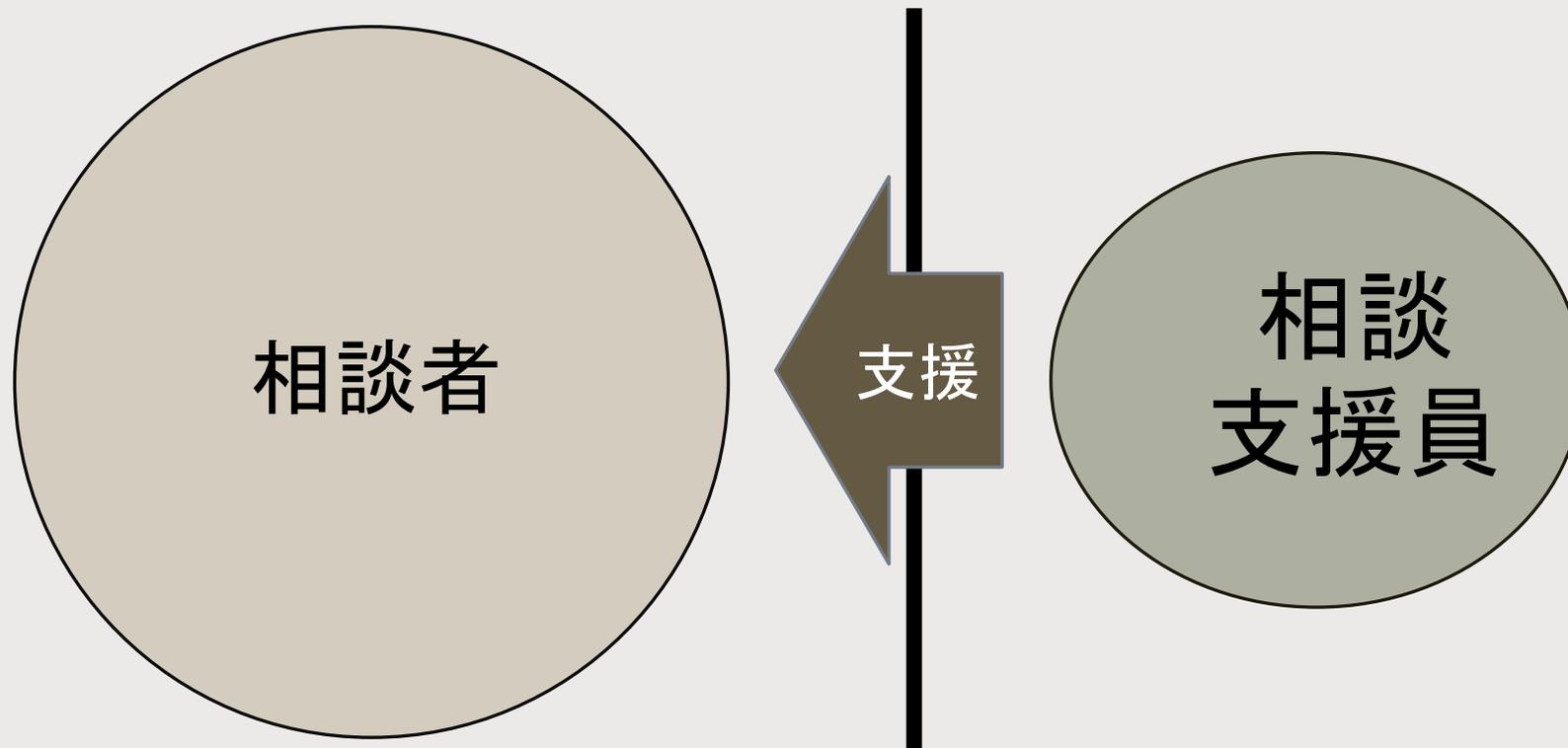


相談者が支援者にもなりうるような  
共生社会の形成

# 目標

---

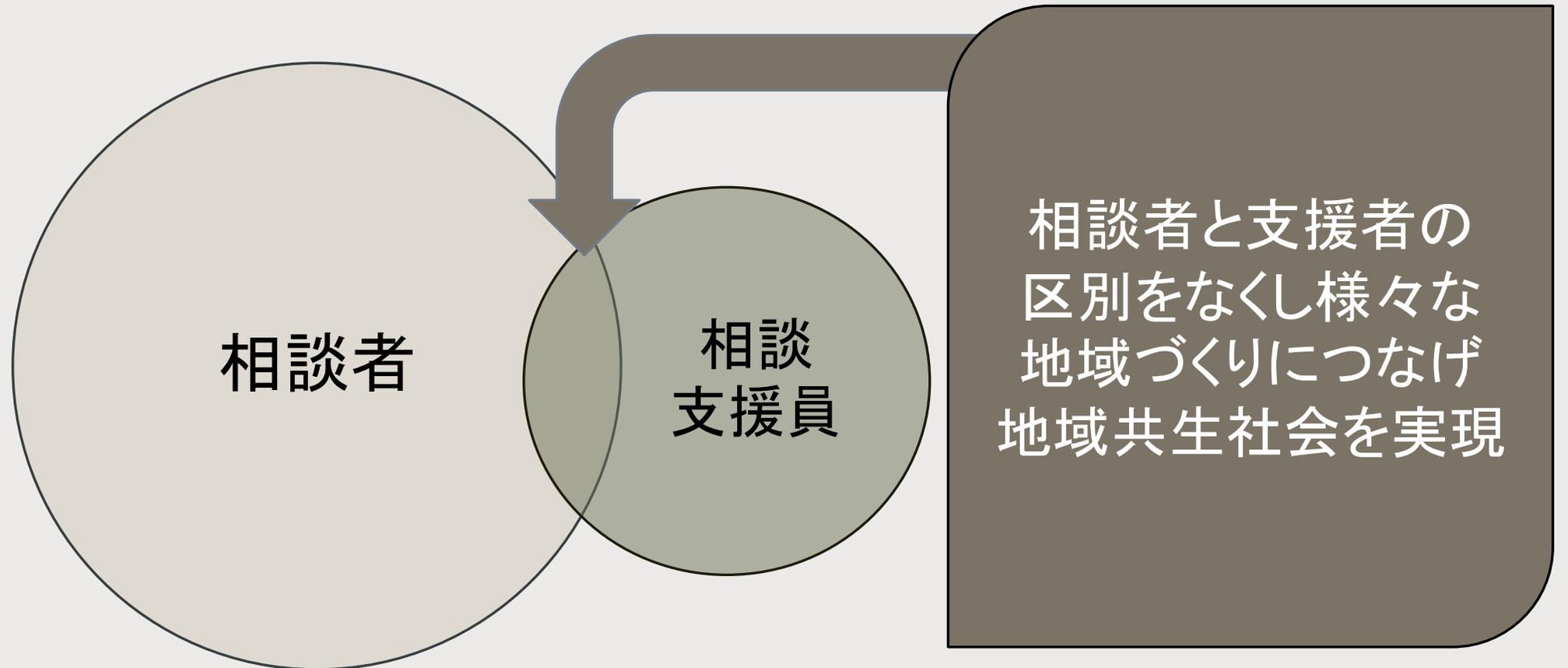
相談する側と相談される側という明確な区別



相談者の増加  
に相談支援員  
の補充が追い  
付いていない

# 目標

---





---

# 取材報告

---

取材 1  
新宿区  
福祉部生活福祉課

# 1. 新宿区福祉部生活福祉課

---

社会福祉士を  
5名増員

- 委託先…公益社団法人東京社会福祉士会
- 以前は10人いても足りないくらい忙しかった

ただ人を増やせばいい  
わけではない

- 支援内容が伴わないと意味がない
- 自治体の職員は専門性が求められる

プラン策定

- 国から住居確保給付金の場合はしなくいいと言われた
- 最近では順次プラン策定も始めるように言われている

取材 2  
新宿区  
社会福祉協議会

## 2. 新宿区社会福祉協議会

---

相談支援員数  
4人→最大12人

- 現在は7人
- 現場は常にギリギリの状態

コロナ特例貸付

- 1年半で3万件
- 社協の役割は迅速な手続き

ボランティアの存在

- 特例貸付を借りた人が社協のサービスにボランティアで参加するケースがある(困窮者支援の現場ではない)
- 人手不足の解決やその人自身の問題解決につながる

# 取材 3

いちほら生活相談

サポートセンター

大戸優子さん

# 3. いちはら生活相談サポート センター 大戸さん

8人で困窮者  
相談支援

- ほかの役割も兼任しながらの仕事
- 時間外労働や土日の対応でオーバーワーク

相談件数

- 令和2年新規相談件数1597件(前年の約5倍)
- 今でも1日100件程度(去年は最多で250件)

人材育成について

- 困窮者は介護や児童など複合的な問題を抱えていることも多い
- 総合的な相談支援の知識を持った人材の育成が必要

相談者から支援者へ

- 学習支援を受けていた卒業生が教える側に
- 年齢も受験経験も近いいため生徒から頼られる存在

取材 4

千葉県中核地域生活支援

センター 長生ひなた

渋沢茂さん

# 4. 千葉県中核地域生活支援センター 渋沢さん

---

4人で1681人の相談  
者を対応

- コロナの影響で相談件数が約3倍に
- 人手は足りないが他支援機関とうまく連携しながら対応

相談者との  
信頼関係

- 相談支援は効率性よりも長期的な信頼関係を重視すべき
- 役割を分けて相談支援を行うのはよくない

相談者が支援者に

- 困窮者支援以外の分野では実例がある
- 制度ではなく支援施設独自に相談員に手伝ってもらったことがある



---

# 課題整理

---

# 人手不足

現場はどこもギリギリの状態

- 相談員の補充が相談件数の増

自治体と民間の相談支援機

- 自治体の職員は専門性が求められる
- 民間の機関は相談者が支援者の立場になることもある

国からの指示で、プラン策定は順次始めていく必要がある

- 今の人数のままでは到底手が回らない

困窮者支援の分野では  
ほとんど実例はない

# 人材育成について

---

人手不足＋複合的な問題を持つ相談者の存在

現場で総合的な知識を持った相談支援員の育成は  
難しい

地域の中で相談機関が協力して育てていく

他分野も含めた総合的な知識をもった人材の育成



---

# 政策提言

---

# 1. 相談者雇用制度

# 1. 相談者雇用制度

---

## 概要

- 就労支援が必要な困窮者をソーシャルワーカーとして雇用

## 主体

- 民間相談支援機関

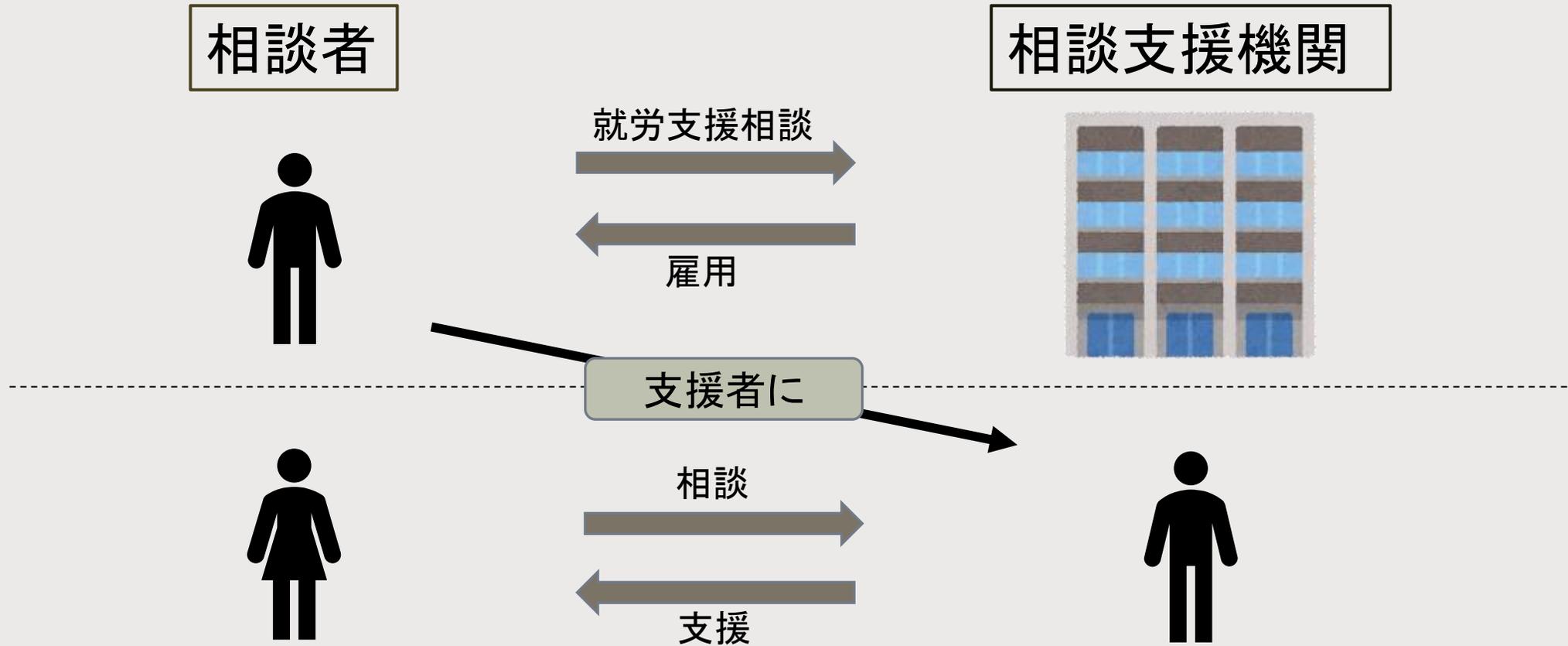
## 雇用対象

- 生活困窮者のうち就労支援を必要とする人
- 失業者、収入が激減して転職希望の人など

## 雇用先

- 民間の生活困窮者相談支援機関
- 社会福祉協議会、相談支援センターなど

# 1. 相談者雇用制度



# 1. 相談者雇用制度

---

失業者など就労支援を  
必要とする相談者が  
相談支援を申請

相談員は相談内容を元に  
適切だと判断した場合に  
相談者雇用制度を提案

相談者が希望した場合  
支援員として雇用し  
自立支援プランを実行

# 1. 相談者雇用制度

---

目的

人手不足問題の解決

支援する側→される側  
の一方的な関係を打破

---

効果

相談支援員  
の負担軽減

相談支援プロ  
セスの復活

地域共生  
社会の実現

相談者自身  
の心の問題  
の改善

# 2. 相談支援 包括的研修制度

## 2. 相談支援包括的研修制度

---

### 概要

- 困窮者支援だけでなく総合的な相談支援の知識をもつソーシャルワーカーになるための研修制度
- トータルコーディネートができる人材の育成

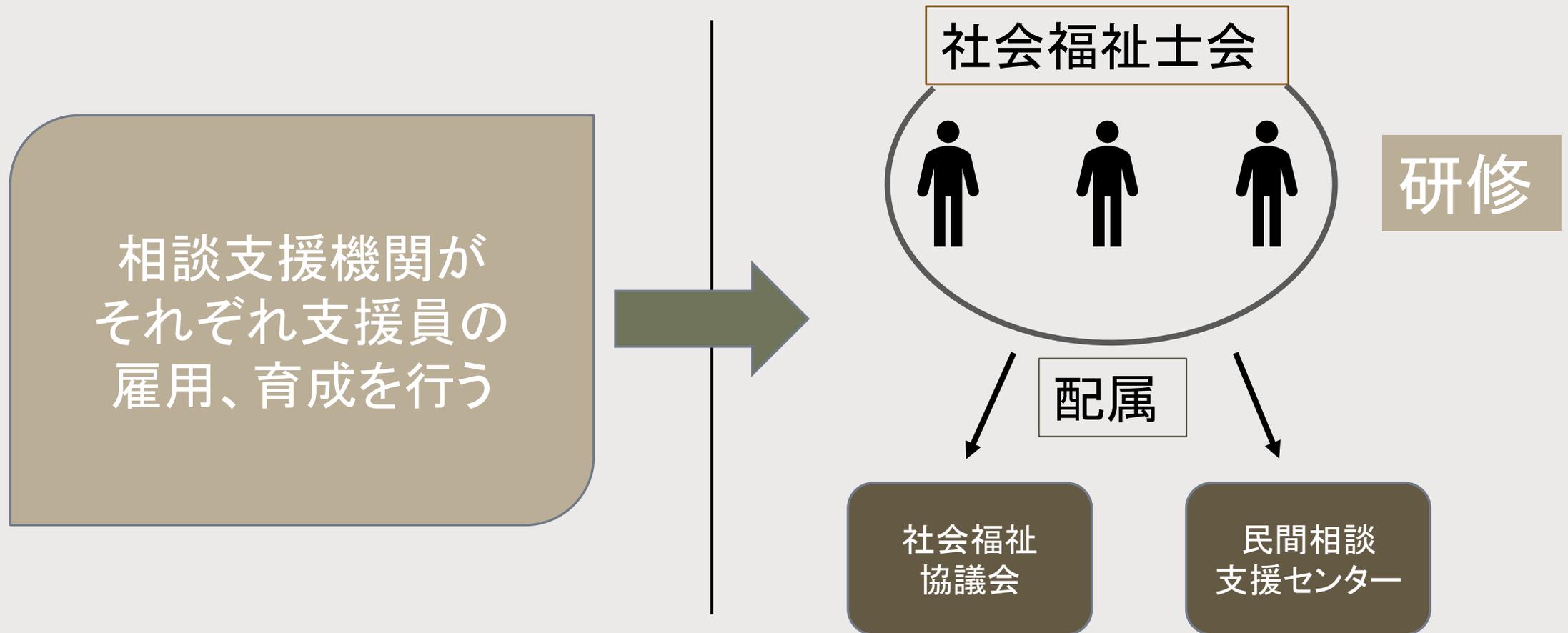
### 研修先

- 各都道府県日本社会福祉士会
- 自治体がソーシャルワーカーの研修を委託

### 資格サポート

- 社会福祉士の資格取得をサポート
- 勉強会、模擬試験、テキストなどの費用が無料

## 2. 相談支援包括的研修制度



## 2. 相談支援包括的研修制度

---

社会福祉士会とは

### 概要

- 社会福祉士の倫理を確立や専門的スキルを研鑽し社会福祉士の資質と社会的地位向上に努める
- 全国47都道府県に存在

### 活動内容

- 社会福祉の現場における実習の質を向上させるための研修
- シンポジウムなどの開催

### 人材育成

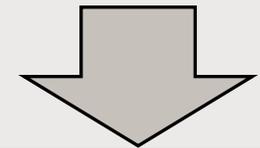
- 社会福祉士国家試験学習会
- 現場実践、事例検討研修

## 2. 相談支援包括的研修制度

### 都道府県社会福祉士会における人材育成

基礎研修	社会福祉士として共通に必要な価値、知識、技術を学び社会福祉士の専門性の基礎を身に付ける
交流研修	ソーシャルワーカーの現場実践を学ぶ
ソーシャルワーク研修	事例検討を中心にソーシャルワーク技術の向上を図る
受験学習会	社会福祉士国家試験受験予定者を対象に学習会を開催

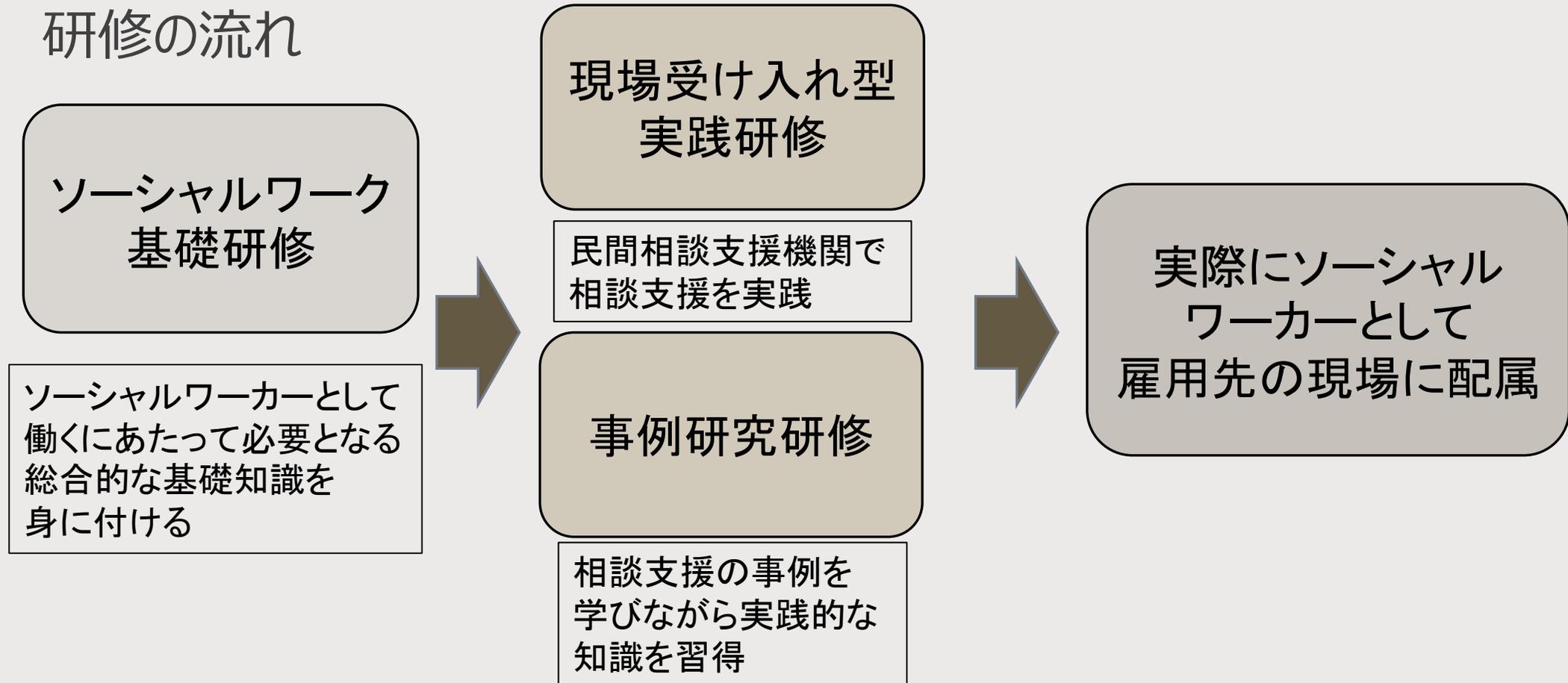
社会福祉士  
のみが対象



無資格者向けに  
研修を行う

## 2. 相談支援包括的研修制度

### 研修の流れ





## 2. 相談支援包括的研修制度

---

目的

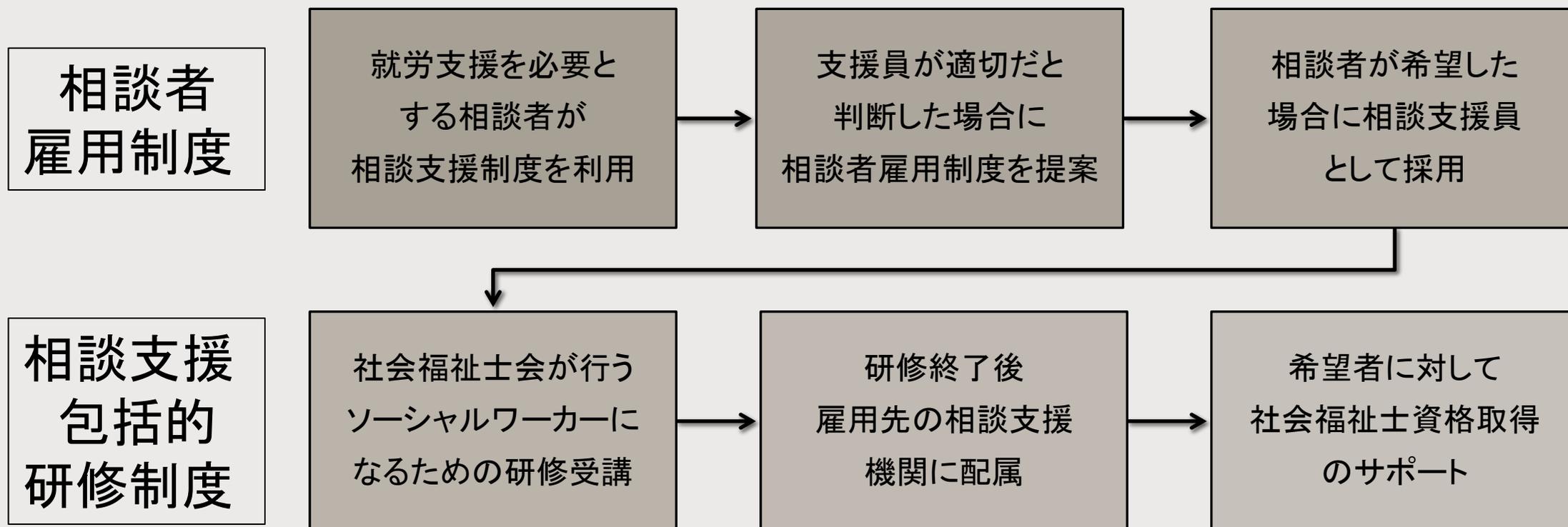
総合的な知識を持った  
トータルコーディネーターができる  
相談支援員の育成

効果

現場の育成に  
かかる  
負担の軽減

相談支援事業の  
底上げ

# 政策提言のまとめ



# 政策提言のまとめ

## 相談者雇用制度の効果

人手不足問題  
の解決

支援する側→される側  
の一方的な関係を打破

## 相談支援包括的研修制度

現場の育成

総合的な知識を持った  
トータルコーディネーターが  
できる相談支援員の  
育成

相談支援  
事業の  
底上げ

# お世話になった方々

---

- ・新宿区福祉部生活福祉課 小城武志様 村松力様
- ・新宿区社会福祉協議会 須藤潤様
- ・いちほら生活相談サポートセンター 大戸優子様
- ・千葉県中核地域生活支援センター 長生ひなた 所長 渋沢茂様
- ・NPO法人スーパの会 後藤浩二様

# 参考文献

---

・朝比奈ミカ 菊池馨実 地域を変えるソーシャルワーカー 岩波書店 2021.1. 7

・厚生労働省 生活困窮者自立支援制度の基本理念とコロナ禍におけるこれまでの取り組み

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/20/dl/1-01.pdf>

・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症が国民生活に与えた影響と対応

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/20/dl/1-01.pdf>

・厚生労働省 生活福祉資金の特例貸付、住居確保給付金

<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/samout/index.html>

# 参考文献

---

・厚生労働省 生活困窮者自立支援制度の現状と課題について

[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000169130\\_7.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169130_7.pdf)

・JIJI.COM

<https://www.jiji.com/sp/article?k=2021102501060&g=soc>

・公益社団法人日本社会福祉士会

<https://www.jacsw.or.jp>



---

ご清聴ありがとうございました

---

# 仮説（相談支援の効率化）

来所、相談

ヒアリング、信頼関係構築

プラン策定

支援の提供

プラン評価、再策定

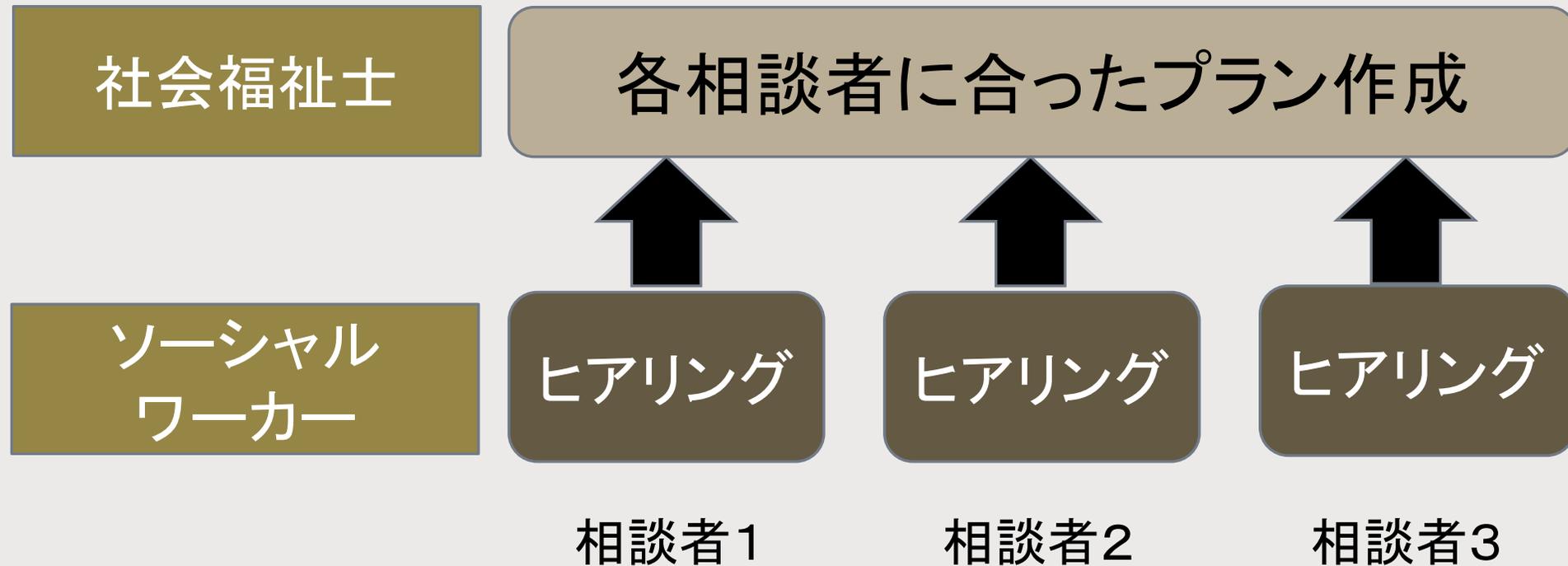
相談者のヒアリングから  
プラン作成まで1人の  
相談支援員が対応

相談者1人にかかる  
手間、時間の短縮

# 仮説（相談支援の効率化）

---

ソーシャルワーカー(無資格者)がヒアリングを行い  
社会福祉士(有資格者)がプラン作成

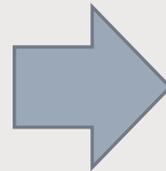


# 仮説の検討



相談支援は相談者と支援者の信頼関係が重要

相談者の情報を資料で見るだけでは分からないことが多い



効率をあげるために相談支援プロセスの役割分担をすべきではない